

八王子市の契約からの暴力団等排除措置に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸付人 この契約の貸付人である八王子市をいう。
- (2) 借受人 この契約の借受人である相手方（共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。）をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 不当介入等 この契約に関してなされる次に掲げる行為をいう。
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為

(受注者が暴力団員等であった場合の貸付人の解除権)

第3条 貸付人は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 借受人又はその役員若しくは使用人が、暴力団員等であるとき又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 借受人又はその役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 借受人又はその役員若しくは使用人が、自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 借受人又はその役員若しくは使用人が、暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (5) 借受人が、貸付物件を暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供していると認められたとき。
 - (6) 借受人又はその役員若しくは使用人が、品物の購入契約その他の契約（以下「品物契約等」という。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 貸付人は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって借受人に損害が生じても、その責を負わないものとする。
 - 3 借受人は、第1項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 その他契約解除に伴う措置等については、この特約が添付される契約の関係規定を準用する。

（品物契約等における事項）

- 第4条 借受人は、八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加排除措置を受けた者（これに準ずる入札参加資格を有しない者を含む。この条において同じ。）を、品物契約等の相手方としてはならない。
- 2 貸付人は、借受人が、入札参加排除措置を受けた者を品物契約等の相手方としていた場合は、当該品物契約等の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、借受人が負うものとする。
 - 4 借受人は、この契約に関して品物契約等を締結するときは、前条第1項、本条第1項、第2項及び本項並びに次条と同様の内容を当該品物契約等に規定するものとする。

（不当介入等を受けた場合の措置）

- 第5条 借受人は、この契約の履行に当たり、次の事項を順守しなければならない。
- (1) 不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、速やかに貸付人に報告するとともに、警察に届け出ること。
 - (2) この契約に関する品物契約等の相手方に対し、不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、借受人に速やかに報告するよう指導すること。また、品物契約等の相手方から報告を受けたときは、速やかに貸付人に報告するとともに、警察に届け出ること。